

日野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（令和7年度）

1. 目的

日野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、日野市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み及び一般市民への周知啓発の実施を図るとともに、住宅所有者の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化をさらに促進することを目的とする。

2. 位置付け

日野市耐震改修促進計画を補完する施策として位置付ける。

3. 対象区域

日野市全域とする。

4. 対象建築物

本対象区域内に存するすべての住宅（賃貸共同住宅は含まない。）で、建築基準法における旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に工事着手した耐震基準）の住宅及び平成12年5月31日以前に工事着手した木造住宅（2階建て以下の在来軸組工法のみ）とする。

5. 実施期間

令和3年度から令和7年度までとする。ただし、社会経済状況や関連計画の改訂、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行う。

6. 実績の公表

アクションプログラムの取り組み内容について、毎年度の補助件数の目標及び実績を市ホームページにおいて公表する。

7. 取り組み内容

（1）住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

戸別訪問等の方法により、住宅所有者に対して以下の直接的に耐震化を促す取り組みを実施する。

実施済み の内容	平成23年度	木造住宅耐震に関する戸別訪問事業（委託）
	平成27年度	分譲マンション啓発隊
	平成28年度	分譲マンション管理組合に対するダイレクトメー

		ル送付及び戸別訪問
	平成29年から 令和2年度	住宅の所有者、自治会や分譲マンションへ個別訪問等の周知活動
令和3年度から 令和7年度		・自治会等の回覧版を活用した木造住宅所有者への耐震改修補助金制度等の周知 ・分譲マンション管理組合に対するダイレクトメール又は面会による耐震診断等の働きかけ

(2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・市補助事業による耐震診断を行った住宅所有者に対し、診断終了時に耐震改修工事に向けた意向確認や補助制度の説明、耐震改修事業者リストの提示等を行う。
- ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対しては、電話連絡を行い、意向確認し、補助制度の説明等を改めて実施し耐震化を促す。

(3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み

- ・東京都主催により開催される耐震改修事業者の技術力向上に資する講習会を活用し、ホームページ等で当該講習会を周知することにより、市内事業者の参加を促し、東京都と連携して事業者の技術力向上を図る。
- ・東京都及び市内の建設関係団体と連携し、耐震改修事業者リストを作成、公表する。

(4) 一般市民への周知啓発

- ・耐震改修に係る市の補助制度等について、市報に掲載し市民に広く周知する。
- ・日野市総合防災訓練等において、市民を対象に耐震化促進に関する情報提供及び相談会を実施する。
- ・耐震改修に係る市の補助制度等について、リーフレットを作成し担当課窓口や各種イベント等において配布する。

8. 令和7年度の実施目標

木造住宅の耐震化	耐震診断補助件数	32件
	耐震改修工事補助件数	10件
分譲マンションの耐震化	アドバイザー派遣件数	3管理組合

※毎年度 PDCA サイクルの実施により、取り組み内容を見直すこととする。